

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料  
(附属資料)

(令和5年2月27日付託分)

環境農政局

## 目 次

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 .....	1
2	収入証紙に関する条例 新旧対照表 .....	3
3	神奈川県手数料条例 新旧対照表 .....	4

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～16の2（略）	（略）	1～16の2（略）	（略）
<p>16の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務（法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣及び法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣（ニホンザル及びニホンジカに限る。）に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等（愛玩のための飼養目的以外の捕獲等であって_____、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、コジュケイ、キジ_____、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、アライグマ、タヌキ、テン（亜種ツシマテンを除く。））、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ドバト、ウソ及びオナガに係るもの</p>	（略）	<p>16の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務（法第7条第1項に規定する第一種特定鳥獣及び法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣（ニホンザル及びニホンジカに限る。）に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等（愛玩のための飼養目的以外の捕獲等であって、<u>ゴイサギ</u>、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、コジュケイ、キジ、<u>バン</u>、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、アライグマ、タヌキ、テン（亜種ツシマテンを除く。））、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ドバト、ウソ及びオナガに係るもの</p>	（略）

改 正		現 行	
に限る。) 及び鳥類の卵の 採取等を許可すること。 (2)～(12) (略)		に限る。) 及び鳥類の卵の 採取等を許可すること。 (2)～(12) (略)	
16の4～160 (略)	(略)	16の4～160 (略)	(略)

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～9 （略）		1～9 （略）	
10 （略） _____ _____ <u>漁業許可申請手 数料</u> _____ _____ <u>漁業許可変更許 可申請手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第 2条	10 （略） <u>5トン以上の漁船を 使用して行う漁業に 係る漁業許可申請手 数料</u> <u>5トン以上の漁船を 使用して行う漁業に 係る漁業許可変更許 可申請手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第 2条
11～32 （略）		11～32 （略）	

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係 る事務	手数料の 名称	金額	手数料徴収に係 る事務	手数料の 名称	金額
1～10（略）			1～10（略）		
11 漁業法（昭 和24年法律第 267号）第57条 第1項又は第 119条第1項の 規定に基づく _____漁業の許 可の申請に対 する審査	漁業許可 申請手数 料	3,000円	11 漁業法（昭 和24年法律第 267号）第57条 第1項又は第 119条第1項の 規定に基づく 5トン以上の 漁船を使用し て行う漁業に 係る漁業の許 可の申請に対 する審査	5トン以 上の漁船 を使用し て行う漁 業に係る 漁業許可 申請手数 料	2,900円
12 漁業法第57 条第1項又は 第119条第1 項の規定に基 づく _____漁業許 可の変更の許 可の申請に対 する審査	漁業許可 変更許可 申請手数 料	2,500円	12 漁業法第57 条第1項又は 第119条第1項 の規定に基 づく5トン以上 の漁船を使用 して行う漁業 に係る漁業許 可の変更の許 可の申請に対 する審査	5トン以 上の漁船 を使用し て行う漁 業に係る 漁業許可 変更許可 申請手数 料	2,400円
12の2 漁業法 第119条第2項 の規定に基 づく規則で定め る水産動植物 の採捕に係る 許可の申請に 対する審査	水産動植 物の採捕 に係る許 可の申請 手数料	4,200円	(新設)		

改 正			現 行		
13～48 (略)			13～48 (略)		
48の2 家畜伝染病予防法第50条の規定に基づく許可に係る動物用生物学的製剤の交付及び検査	動物用生物学的製剤取扱手数料	豚熱予防液1頭1回につき 70円	(新設)		
49～100 (略)			49～100 (略)		
5～11 (略)			5～11 (略)		